

## 地方創生に係る包括連携協力に関する協定書

東浦町（以下「甲」という。）及び知多信用金庫（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 2 条に規定する基本理念の本旨にのっとり、相互連携及び協力の下、「まち・ひと・しごと」の各分野において、もち得る資源を有効に活用し、東浦町における地方創生を実現するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙の相互に緊密な連携及び協力による活動を推進し、住民サービスの一層の向上、地域の活性化等を図り、東浦町のまちづくりに資することを目的とする。

### （連携内容）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携協力する。

- (1) 産業振興による地域活力の創出に関すること。
- (2) 災害に強いまちづくりに関すること。
- (3) つながり、絆等の創出に関すること。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関すること。
- (5) その他地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施内容については、甲乙合意の上、乙の業務として行い得る範囲で決定する。

### （確認事項）

第 3 条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者との連携協力することを妨げるものではないことを確認する。

### （協定の変更）

第 4 条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、本協定の変更を行うものとする。

### （有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、本協定書の締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の意志表示がないときは、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （解除）

第 6 条 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解除予定日の 1 ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

### （守秘義務）

第 7 条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し知り得た情報について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後に、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合はこの限りではない。

### （反社会的勢力の排除）

第 8 条 反社会的勢力とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」に基づき支援対象としないこととする。

### （協議）

第 9 条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 9 月 29 日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地  
東浦町  
東浦町長 神谷 明彦



乙 愛知県半田市星崎町 3 丁目 39 番地の 10  
知多信用金庫  
理事長 齋藤 健一

